

平成29年（ヨ）第651号 高浜原発3，4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 水戸 喜世子

債務者 関西電力株式会社

証拠説明書(12)

平成29年（2017年）9月7日

大阪地方裁判所 第1民事部 御中

債権者代理人 弁護士 井戸 謙一

同 弁護士 河合 弘之

外

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
疎甲83	DVD「ミサイルと原発」	2017年9月4日	Kプロジェクト	1. ミサイルと原発の問題の映像（14分30秒） 2. 本年8月9日、北朝鮮がグアム周辺に向けてミサイルを発射することを検討、と発表したこと 3. そのミサイルは、島根、広島、高知の上空を通ると予告したこと 4. 北朝鮮が本年7月28日にミサイルを発射し、日本のEEZに着弾したこと 5. 本年7月4日、北朝鮮が米国本土に達しうるICBMを発射したこと 6. 破壊措置命令の常時発令がされたこと 7. ミサイル迎撃の図示 8. 同時多発発射ミサイルの実像	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
				9. 北朝鮮は日本の原発を攻撃すれば、広島・長崎原爆よりもひどい被害を与え、日本は人が住めなくなると述べていること 10. 稼働中の原発は特に危険であること 11. 原子炉建屋の周辺設備が破壊されて重大事故になる可能性が強いこと 12. 本件原発の全景 13. 格納容器、圧力容器が直撃された場合、即、重大事故になること 14. 「原子炉施設に対する攻撃の影響に関する一考察」の解説 15. 当時の原子力委員会委員長近藤俊介氏作成の「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」(いわゆる「最悪シナリオ」) は福島原発事故が最悪に推移すると半径250Km以内が人の住めない地域となるおそれがあると予測したこと。原発重大事故はそのように国家を崩壊させかねないこと 16. ミサイルの格納容器直撃による原発事故は、格納容器破壊が先行するので、直ちに放射性物質の大量放出が始まること 17. 補助建屋、中央操作室が破壊されると致命的なこと 18. 原発が航空機攻撃の対象であることは常識であること 19. Jアラートの実際 20. 北朝鮮ミサイルは7～10分で日本に着弾すると防衛省も言っていること 21. 本年8月29日午前6時07分ころ、北朝鮮のミサイルが日本領土の上空を通過して日本中が大きな緊張に包まれたこと	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
疎甲 8 4	意見書「高浜原発 3、4 号機にミサイルが着弾した場合の重大事故の可能性」	原本	2017 年 9 月 5 日	後藤政志	1. 原子炉格納容器等についての専門家による、ミサイルが原子炉建屋、格納容器、圧力容器を直撃する可能性、その場合の損壊の機序、重大事故に至る機序の説明 2. 最も当たりやすいのは原子炉格納施設であること（3頁 1～4行目） 3. 外部遮蔽壁及び格納容器鋼板を貫通しうること（15頁～18頁、22頁） 4. 格納容器鋼板にミサイルが突入した後の重大事故に至る機序（24頁） 5. 原子炉圧力容器が直撃される場合と重大事故発生（25頁 2～8行目） 6. 全体的結論（28頁下から5行目～30頁）
疎甲 8 5	意見書「高浜原発 3、4 号機にミサイルが着弾した場合の重大事故発生の可能性について」	原本	2017 年 9 月 4 日	小倉志郎	原子力発電所敷地内の原子炉建屋の周辺の諸施設の専門家によるミサイルによってそれらが破壊される可能性、その場合の損壊の機序、原発重大事故に至る機序の説明（なお、この意見書は、原子炉建屋、格納容器、原子炉圧力容器がミサイルにより破壊される場合にも言及しているが、重点は周辺諸施設のミサイル破壊にある。） なお、各施設の所在場所は疎甲 8 6 号証の通り
疎甲 8 6	高浜発電所 原子炉設置変更許可申請書（3、4 号機増設） 抜粋	原写し	昭和 5 3 年 4 月	債務者	本件原発の付近地図、全体配置図、主要建屋平面図など